

## 市有たる区有地

内田

隆 (みどり21)



登記上、市名義の土地の中には特定の地域の人が活用できる地方自治法に基づいた財産区の土地と手続きが行われないまま申し合わせや過去の経緯等により地区財産として財産区と同じ扱いがされている土地、そして純粋な市有財政が混在している。

① 毎年の届け出等所定の手続をしている財産区の土地とそうでない土地について、今後同じ扱いをしていくか。また、そうした場合新たな合併問題が生じた時、手続きがされていない地区財産についても法的に守っていけるのか。

② 地区財産の総面積は192万5928㎡(内高橋財産区30万1081㎡)で、47団体が所有している。合併時に交した「財産の権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する」の覚書に沿っていく。将来の問題については、当事者自身が経緯や日常の維持管理の記録を残し、権利主張の根拠を引き継いでもらうことが必要。

③ 決算書の中で菊川地区は地区別に、小笠地区は市有財産の地目

別の中に含まれているとの説明だったが、菊川地区の中にも区有財産と思われるものがある。小笠地区のものは選別できない。これで市の純粋な土地財産の把握ができるのか。

④ 同一名義でも地区財産台帳が整備されており、それ以外が市有財産になる。

⑤ 自治会等で組織している地縁団体も特定地域の住民のための財産を保有し課税がされている。市有たる区有地は非課税となっていないが平等性に欠けるのではないのか。

⑥ 基本的に団体は課税であり、市有名義のものは法律上非課税である。



市有たる区有地 (菊川市牛淵)

## 市民接遇

赤堀

博 (みどり21)



市民課窓口には、年間4万件もの各種申請手続きに市民の皆様が訪れる。外国の方も多く見受けられる。そこで職員との接遇、おもてなしの心について伺う。

① 市民の皆様へのお約束10か条があるが、職員への周知はどのようになっているか。

② 毎月1日、朝礼で全員が10か条を読み上げ、一人ひとりが内容を確認している。

③ お約束10か条についてのアンケートの目的は。また、結果はどうであったか。

④ 満足していただける窓口サービスを提供するため。本庁、けやき、中央公民館で来庁者に10か条の項目について、満足、やや満足、やや不満、不満の4段階で職員が聞き取り調査を実施した。結果は、実施343人のうち満足とほぼ満足の回答が96%であった。

⑤ 投書箱の扱いは。

⑥ 受付方法は、本庁舎1階総

合案内、小笠市民課に設置し、このほか市のホームページ、手紙や電話により意見をいただいている。平成30年度は投函が34件、メール等によるものが48件であった。接遇に関する意見は8件あった。好意的意見は、親切であった、説明が分かりやすかった等。反省的意見は、待たされた上対応が良くなかった等。

他に「公園内における筋力アップ」について質問しました。



菊川市役所